

2021年5月27日

国民民主党
代表 玉木雄一郎 様

きょうされん
理事長 斎藤 なを子

「障害福祉についての法制度拡充を求める請願」についての要望書

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、障害者福祉の増進にご尽力をいただいておりますことに、深く感謝と敬意を表します。

わたしたち「きょうされん」は、42都道府県に支部をもち、障害のある人たちが働く事業所・グループホームを中心とした全国約1,860カ所の会員からなる組織です。1977年の結成以来、障害のある人の地域生活を支えるとともに、政策提言や要求運動、研修活動などを行なってきました。また、結成から毎年欠かさずに国会請願署名にとりくんでいます。

44回目を迎えた今回の請願項目は、以下の通りです。

<請願項目>

1. 新型コロナウイルスの感染拡大の下、障害のある人、家族、支援者、事業者は様々な困難に直面しています。障害のある人がコロナ禍の下でも安心して生活できるよう、以下の点について要望します。
 - ア) 障害のある人や支援者の生命や健康が脅かされないよう、安心して検査や医療が受けられる体制を国が責任をもって拡充してください。
 - イ) 生産活動が収入減となった事業所で働く障害のある人に対して、国として工賃の補償をしてください。
 - ウ) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症や災害などの場合でも安定した事業運営ができるよう、事業所の日額払い制度を改めてください。
 - エ) 福祉に携わる人が安心して働き続けられるよう、労働条件を抜本的に改善できるような報酬としてください。
 - オ) 地域活動支援センターに対するコロナ禍における各種の給付等について、総合支援法に基づく個別給付事業と同じ取り扱いとなるよう、国としての対策を行なってください。
2. 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」は、国の謝罪を明記し、支給額を見直すなど、被害者の人権と尊厳の回復にふさわしい法律としてください。一時金支給法に基づく調査は、真に実態が明らかになるよう、被害者の立場に立って検証するものとしてください。
3. 障害のある人が65歳を超えても必要とする支援を自ら選んで、自己負担なく利用できるようにしてください。

本請願行動と重ねて、厚生労働省には本請願趣旨にかかわる要望書を提出しております。その中では、新型コロナウイルスにかかわって、障害のある利用者や支援者へのPCR検査の抜本的な強化ならびにワクチンの優先接種対象の位置づけなどを訴えております。請願項目の採択とあわせて、それらの要望の実現に向けて、貴党としてお力添えをいただけますようよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】きょうされん全国事務局（佐藤・松本）
〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18-4F
TEL 03-5385-2223 / FAX 03-5385-2299
E-mail zenkoku@kyosaren.or.jp